

## 質問回答

2017年2月27日

「バングラデシュ国デジタルバングラデシュ構築のための地図作成能力高度化プロジェクト(NSDI 構築支援)」

(公示日:2017年2月15日/公示番号:160466)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	5頁 第7 見積価格及び内訳書	貴機構のホームページのお知らせでは、「コンサルタント等契約における2017年度直接人件費の適用対象案件は、プロポーザルの提出期限が2017年3月3日以降かつ契約締結日が2017年4月1日以降の案件とします。」とありますが、本件は、2016年度と2017年度、どちらの単価が適用されるのでしょうか？	本業務における人件費単価は、2017年度単価を上限とします。 (2017年度) <a href="https://www.jica.go.jp/announce/information/20170220_02.html">https://www.jica.go.jp/announce/information/20170220_02.html</a>
2	6頁 第7 (2)旅費(その他:戦争特約保険料) 21頁 第3 10. 一般管理費等率の基準(上限)の暫定的変更	貴機構のホームページ(功労金制度)では、バングラデシュ国は全土を対象に「これらの国・地域に対しては、功労金の基本保険は付保しますが、戦争危険担保特約は必要ないと考えます。」に分類されています(2016年9月16日現在)。念のための確認ですが、本件では、戦争危険担保特約は掛けずに基本保険のみを掛ける一方で、現地の治安状況に鑑み、一般管理費等率の上限	ご理解のとおりです。

		を 2017 年 9 月 30 日まで 10%加算対象とする、という理解で宜しいでしょうか。	
3	18 頁 第 3、1 業務の工程	<p>2017 年 5 月上旬より業務が開始されることになっていますが、別案件の質問回答によると、ラマダン期間中は可能な限り渡航を避けること、及びラマダン終了後のイード休暇（6 月 25 日～27 日）は原則渡航不可となっています。</p> <p>本件においてもラマダン期間中の渡航は、避けた方が良いでしょうか？</p> <p>また、渡航とは、入出国と滞在の双方を意味するのでしょうか？</p> <p><b><u>バングラデシュ国投資促進・産業競争力強化プロジェクトの回答</u></b></p> <p>（回答）現状、現地に滞在する人数・期間を事前に調整させて頂くとともに、夜間、金曜日の出入国を原則避けて頂く必要があります。また、5 月 27 日から予定されているラマダン期間中は可能な限り渡航は避けること、ラマダン終了後のイード休暇（6 月 25 日～27 日）を含む、6 月 23 日～6 月 27 日は原則渡航は不可とすることを想定しております。</p>	<p>渡航とは、入出国と滞在の双方を指します。先の回答と同様になりますが、現状、現地に滞在する人数・期間を事前に調整させて頂くとともに、夜間、金曜日の出入国を原則避けて頂く必要があります。また、5 月 27 日から予定されているラマダン期間中は可能な限り渡航は避けること、ラマダン終了後のイード休暇（6 月 25 日～27 日）を含む、6 月 23 日～6 月 27 日は原則渡航は不可とすることを想定しております。</p>

4	18 頁 第 3、1 業務の工程	業務指示書には、ファイナル・レポートの提出が 10 月上旬となっていますが、公示文書の契約期間（予定）には、2017 年 5 月上旬～2017 年 8 月下旬と記載されています。どちらが、正しいのでしょうか？	公示案に誤記があり、契約期間は「2017 年 5 月上旬～2017 年 11 月上旬」を予定しております。
5	18 頁 第 3、3 相手国の便宜供与	借り上げを想定するオフィススペースに関し、セキュリティ上の条件（例えばバリダラ、グルシャン、ボナニ地区限定等）はありますか。SOB 付近（テジガオン）での借り上げも許容されますか。	グルシャン、バリダラ、ボナニ地区以外でも、コンサルタントが安全を確認し、弊機構も確認したところであれば、借り上げ可能です。なお、オフィススペースは、SOB 内の執務室を提供いただけるようお願いをしております。

以上